

社会機能維持者（エッセンシャルワーカー）が濃厚接触者となった場合の待機期間の取扱い （社会機能維持者の所属する事業者における対応フロー）

別添⑥

本人判断ではなく、
事業所と相談のうえ
事業所として判断すること

従業員が濃厚接触者に認定
（最終接触日の翌日から7日間の自宅待機）

【事業者において判断】

対象業種に
該当する場合 ※別表参照

当該社会機能維持者（濃厚接触者）の業務への従事が
事業継続のために必要か？

事業継続のため必要

代替の職員で対応可能

日々の健康観察により
無症状であることを確認

陽性者との最終接触日の翌日から
4日目及び5日目※に検査
（抗原定性検査キットを使用）

- ・事業者の費用負担（自費検査）で行う
- ・県の無料検査は利用不可

保健所の指示どおり
7日間自宅待機・
健康観察
（8日目に解除）

※検査実施日の考え方

最終接触日	1回目検査	2回目検査
0日目	4日目	5日目
(例) 2/1	2/5	2/6

5日目の検査で陰性の場合、同日で解除可

陽性の場合

2回とも
陰性の場合

医療機関への受診を促す

- ◎本人に対し、医療機関の診断結果を報告させてください。
- ◎陽性の場合、事業者から保健所への連絡は不要です。

結果を保健所に連絡

事業者の責任において
業務に従事させて可※※

◎疫学調査の重点化により、保健所から濃厚接触者の認定を受けていない方は、保健所への連絡は不要です。

※※ 待機解除後に社会機能維持者が業務に従事する際は、事業者において感染管理を徹底してください。また、8日目に解除となった後も10日間が経過するまでは、以下の点に注意するよう本人に説明してください。

- 当該業務への従事以外の不要不急の外出をできるだけ控えること
- 通勤時の公共交通機関の利用をできるだけ避けること
- 検温など自身による健康状態の確認を行うとともに、リスクの高い場所の利用・会食等を避けるほか、マスクの着用などの感染対策を実施すること

社会機能を維持するために必要な事業者一覧

1.医療体制の維持

医療関係者

病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる事業者を含む。

2.支援が必要な方々の保護の継続

高齢者、障がい者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）
介護老人福祉施設、障がい者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供等、高齢者、障がい者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる事業者を含む。

3.国民の安定的な生活の確保

自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者

3-1	インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
3-2	飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
3-3	生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
3-4	宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係 （百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
3-5	家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
3-6	生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
3-7	ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
3-8	冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処理に係る事業者等）
3-9	メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
3-10	個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4.社会の安定の維持

社会の安定の維持の観点から、緊急事態宣言の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者

4-1	金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
4-2	物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便、倉庫等）
4-3	国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機・潜水艦等）
4-4	企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
4-5	安全安心に必要な社会基盤 （河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
4-6	行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
4-7	育児サービス（託児所等）

5.その他

5-1	医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難な事業者（高炉や半導体工場等）
5-2	医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造している事業者
5-3	医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者
5-4	学校等